

事前相談
可能

、養育費確保のための、

強制執行申立て等にかかる費用を一部助成します

ひとり親家庭の生活の安定や子どもの健やかな成長のために、
養育費を確保するための強制執行申立て等にかかる費用を一部助成します。

概要

対象者

申請日において以下の要件をすべて満たす方

- 01 区内在住のひとり親で子を現に扶養している
- 02 養育費確保のための強制執行申立て等を行っている（担保権実行も含む）
- 03 助成対象となる経費を負担している又は法テラス立替金の支払い義務がある
- 04 同一の子について、過去に同じ申立て方法による助成を受けていないこと

※法テラス立替金の免除となっている場合は助成対象外

▼詳細はこちらから



対象となる申立て（執行手続き）

債務名義に基づく強制執行のほかに、父母間に基づく合意文書等に基づき、養育費（法定養育費等）を差押えた場合等も対象となります。

各申立てに対して、**1回限り**申請が可能です（同一の子に対して最大3回）。

※2回目以降の申請するためには、別途要件あり

債務名義に基づく強制執行

債務名義で取決めたものに対し全て対象となる申立て

形成養育費に基づく担保権実行

子1人当たり8万円/月まで優先的に回収可能な申立て（先取特権）

法定養育費に基づく担保権実行

取決めていなくても子1人当たり2万円/月まで回収可能な申立て

対象経費 ※上限額は助成回数に関わらず15万円です

着手金等（上限10万円）

- 着手金
- 相談料
- 書類作成報酬



実費（上限5万円）※

- 申立てにかかる収入印紙代
- 民事執行予納金
- 裁判所に提出する添付書類の取得費用
- 裁判所に提出する郵便切手代

※養育費確保のために必要な財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立てを含む

事業の流れ

【一部の対象者のみ】



申立て

裁判所へ養育費確保のための強制執行等の申立てをします。



交付申請・請求

必要な書類を添付のうえ申請します。



決定通知書の受理

区より助成可否に関する通知書を送付します。



支払い

対象経費（上限あり）を区よりお支払いいたします。



立替金支払完了報告書

法テラスへの発行手続きが必要です。

❗ 事業に関する事前相談も受付けております。申立て前に裏面問合せ先へご連絡ください。

>> 交付申請・請求手続き

申請期間

養育費確保のための申立ての実施が決定された日の翌日から **6ヶ月** 以内

法テラス立替金制度を利用した場合
法テラス立替金支払開始後であること

※ 猶予期間中・免除申請中は申請NG

申請方法

申請期間内に裏面必要書類を添付のうえ
以下のいずれかの方法で申請

▶ 電子申請



▶ 郵送

申請書兼請求書^{※1}記入し
子ども家庭課へ**簡易書留**で送付

※1 上部二次元コードの区HPより
ダウンロード可能

申請に必要な書類

▶ 共通資料

- ☐ 申請者及び養育費の取り決め対象となる子の戸籍謄本または抄本（申請日より6か月以内）
※ 児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者は不要
- ☐ 助成対象となる経費の内訳が分かる領収書等（申請者が負担するものに限る）
- ☐ 強制執行申立てを裁判所が決定したことを証する書類の写し（差押命令等）
- ☐ 養育費の取決めを交わした文書（公正証書や父母間の合意書等）
※ 法定養育費に基づく担保権実行の場合は不要
- ☐ 振込口座の銀行名・支店名・口座番号・口座名義が分かるもの（通帳やキャッシュカード等）

▶ 追加資料 弁護士等に依頼した場合

- ☐ 弁護士等との間で締結した契約書の写し

▶ 追加資料 法テラス立替制度を利用した場合

- ☐ 弁護士等との間で締結した契約書の写し
- ☐ 償還予定表（法テラスへの発行依頼必須）
- ☐ 決定書の写し（援助開始・終結・変更すべて）



個人情報保護のため、相手方の情報に
マスキング処理（黒塗り）のご協力をお願いいたします。

>> 決定通知/入金

申請書兼請求書受理後、区にて審査を行い、助成交付の可否等についての通知を送付（審査には2週間程度かかります）
送付後、1～2週間程度で指定の口座へお振込みいたします。 ※申請方法により通知方法が異なります。

▶ **電子申請にて申請された方**
メールで通知書データ送付

▶ **郵送にて申請された方**
郵送にて通知書送付

>> 立替金支払報告書

対象者

法テラス立替制度を利用した方のうち
申請時に本事業の交付決定額相当の償還
が完了していない方

対象となる場合は、交付決定時に**郵送**にて
立替金支払完了報告書をお送りします。

提出期間・方法

交付決定額分の償還完了後
30日以内に、子ども家庭課へ
郵送にて提出
※ 電子申請不可

提出書類

- ☐ 立替金支払完了報告書
※ 区HPよりダウンロード可能
- ☐ 償還予定表
※ 法テラスへの発行依頼が必要

- 問合せ先 -

世田谷区 子ども・若者部 子ども家庭課 子ども・子育て支援担当

TEL：03-5432-2569 FAX：03-5432-3081

令和8年9月版